

平成29年7月19日障がい福祉課作成

石狩市手話基本条例推進懇話会について

1 懇話会設置の背景

平成28年4月に設置した石狩市手話基本条例見直し検討会の提言において、手話条例の推進及び施策の推進方針の見直しについて、懇話会等の会議を設置して検討していくことが必要である旨の提言があり、当該提言を踏まえて設置するものです。

2 懇話会の役割について

懇話会は、次の(1)から(5)までの事項について意見交換をし、又は市に対して意見の提言を行うこととしています。上記1の見直し検討会の提言も踏まえ、手話条例の推進施策に意見交換いただきたいと考えています。

- (1) 施策の推進方針の内容に関すること。
- (2) 施策の推進方針に基づく実施状況に関すること。
- (3) 手話基本条例に基づき推進すべき施策に関すること。
- (4) 手話基本条例の見直し等のあり方に関すること。
- (5) (1)から(4)までに準じて必要と認められること。

3 委員の任期について

委員の任期については、2年間とします。ただし、最初に委嘱させていただく委員は、平成29年8月から平成31年3月とします。

4 懇話会の開催場所、頻度及び開催時間について

- ・ 懇話会の会議は、石狩市総合保健福祉センター又は石狩市役所で開催します。
- ・ 懇話会の会議は、毎年度4, 5回の開催を予定しています。
- ・ 1回あたりの会議時間は、2時間程度で考えております。
- ・ 会議は、平日の日中のうち、出席委員の調整により決定します。

5 交通費等の支払いについて

懇話会の参加にあたり、市の基準に基づき、交通費等を支払いさせていただきます。

6 平成29年度の会議の開催予定について

平成 29 年 8 月	平成 29 年 9 月	平成 29 年 11 月	平成 30 年 1 月
第1回目懇話会	第2回目懇話会	第3回目懇話会	第4回目懇話会